

平成 2 9 年

衣浦衛生組合第 1 回定例会会議録

平成 2 9 年 3 月 2 7 日

平成29年第1回衣浦衛生組合議会定例会会議録

平成29年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、平成29年3月27日（月）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

		管理者の招集あいさつ
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		一般質問
第4	議案第1号	衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5	議案第2号	衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第6	議案第3号	衣浦衛生組合情報公開条例
第7	議案第4号	衣浦衛生組合個人情報保護条例
第8	議案第5号	衣浦衛生組合情報審査会条例
第9	議案第6号	衣浦衛生組合行政不服審査法施行条例
第10	議案第7号	平成29年度衣浦衛生組合一般会計予算

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第10

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	磯貝 明彦君	2番	鈴木 良和君
3番	山中 謙治君	4番	林田 要君
5番	鈴木みのり君	6番	神谷 利盛君
7番	浅岡 保夫君	8番	長谷川広昌君
9番	黒川 美克君	10番	北川 広人君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	禰亘田政信君	副管理者	神谷 坂敏君
副管理者	松井 高善君	参与	吉岡 初浩君
事務局長	神谷 直樹君	庶務課長	神谷 秀秋君
施設課長	朝岡 得二君	業務課長	加藤 直君

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長 鳥居 典光君

碧南市環境課長	杉本 広則君
高浜市市民総合窓口 センター長	大岡 英城君

6. 出席した事務局職員

庶務課庶務係長	安藤 理純君
施設課課長補佐	村田実千男君
施設課第2係長	高橋 文彦君
業務課課長補佐	三矢 成由君
業務課課長補佐	杉浦 勲君
業務課管理係長	磯貝 光好君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（北川広人君） 皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、平成29年第1回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

○議長（北川広人君） これより、管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（榎垣田政信君） 議長、管理者。

○議長（北川広人君） 管理者。

○管理者（榎垣田政信君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、平成29年第1回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますことを心より厚くお礼を申し上げます。

おかげさまでごみ処理、し尿処理、衣浦斎園、サン・ビレッジ衣浦と、当組合の諸事業につきましては順調な運営をさせていただいているところでございます。

なお、平成26年より着手しておりますクリーンセンター衣浦延命化工事ですが、おかげをもちまして全ての工事が無事終了いたしました。これもひとえに皆様方のご尽力の賜物と厚く感謝する次第でございます。

本日は私どもから条例6議案、新年度予算1議案の上程をさせていただいております。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（北川広人君） ただいま、招集挨拶が終わりました。

○議長（北川広人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において、4番 林田 要議員及び9番 黒川美克議員を指名いたします。

○議長（北川広人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（北川広人君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。

また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守をお願いいたします。

なお、質問、答弁ともに簡明にいただき、進行を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

1番 磯貝明彦議員の質問を許可いたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） おはようございます。日本共産党の磯貝明彦です。通告書に基づき質問させていただきます。

件名1、衛生センターについてお伺いします。

現在、衛生センター敷地内、空き地には中田川ポンプ場建設による建設発生土が持ち込まれ、残土が今、山となっております。中田川ポンプ場建設も終息に向かい、平成29年度には終わると聞いております。一番の質問に入るわけですが、残土の山はいつごろなくなるのか、教えてください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 今、ご質問のありました衛生センターの空き地につきましては、現在、中田川ポンプ場建設工事に伴います残土置き場として碧南市にお貸ししております。

期間は平成25年2月1日から平成29年9月30日までとなっておりますので、その間で整地され、組合のほうに返却されます。

衛生センターの土地につきましては、旧ごみ処理施設の跡地で、平成11年度にサン・ビレッジ衣浦第2駐車場として整備され、現在は毎年行われているリサイクルプラザ・フリーマーケット臨時駐車場として利用しているところでございます。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） それでは、衛生センターの敷地の面積はどのぐらいあるか。そして、先ほどリサイクルプラザのフリーマーケットの臨時駐車場として利用しているということですが、この残土の山がなくなればどれだけぐらいの駐車場の収容台数が可能かということをお教えください。

さい。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 衛生センターの敷地の面積は1万7,892平方メートルであります。

そのうち旧ごみ処理施設の跡地は8,300平米ほどで、中田川ポンプ場建設工事に伴う残土の置場が整地された後は、約250台が駐車可能となります。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 思った以上に結構収容台数はされるということですが、2番の（2）の質問項目ですが、その後の土地活用、先ほどフリーマーケットの臨時駐車場ということも考えておられるということですが、ほかに何か土地の活用、この辺もお持ちならばお聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） この土地の活用につきましては、引き続きリサイクルプラザ、フリーマーケットの臨時駐車場として利用するとともに、今後発生が予想されております大規模地震等により発生した災害時の廃棄物仮置き場等を含めて、多種多様な活用を今後検討してまいります。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 災害時の廃棄物の仮置き場ということをおっしゃいましたが、過去にそのような実績と申しますか、そういったことはあるのか。あれば教えていただきたいのですが。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 過去の実績でございますけれども、過去には碧南市の宮下住宅が豪雨によって浸水したときがありました。そのときに浮いた畳だとか、そういったものを一時的に置いた実績がございます。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 遠い将来、この衣浦衛生組合がどういう形で進んでいくかわかりません

が、遠い将来施設を拡充していかなければいけないということもあり得るのではないかと思います。すけれども、衣浦衛生組合全体の施設の拡充についてのお考えはあるかどうか。お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 拡張の計画というご質問ですけれども、現在、衣浦東部の中で広域化の計画も出ております。そういった広域化の計画の進捗を見て、今後考えてまいりたいというように思っております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 参考までに教えていただきたいのですが、衣浦衛生センターの西の敷地が空いていますけれども、これはどちらの土地になるか、おわかりでしょうか。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 南側の土地は水門にちょうど隣接しておりますので、県の土地となっております。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 先ほど、災害時の廃棄物仮置き場というように言われました。県の土地であれば、本当に災害時、今の衛生センターの敷地内だけで収まり切れない場合も出てくるかと思いますが、そういった場合、県の土地であれば、それを借りて廃棄物を仮置きするということも考えられると思うのですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 災害時の廃棄物処理計画については、碧南市では平成30年度、高浜市では平成29年度に策定されるというように聞いております。その中で両市が衛生組合の土地だけではなくて、どのように廃棄物の処理計画をつくれるかによって変わってくると思っておりますので、協力できる部分があれば協力はしてまいりたいというように思っております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） ありがとうございます。現在、東海東南海地震、いつ起きてもおかしくない時代であります。災害時のことを考えて、今からいろいろな対策を考えていかなければならないと思いますので、ぜひとも検討の方よろしくをお願いします。

次の件名2に移っていきませんが、件名2、リサイクルプラザについて質問していきます。

現在、安倍政権のもと、格差、貧困が広がり、小中学校に通う子供たちが経済的理由で就学困難になってきております。そして、文科省は就学援助制度をつかって就学困難にならないようにしておりますが、この就学援助金が支払われるのは入学式前ではなく入学後の7月ぐらいです。碧南市においても、前年度の世帯収入で就学援助の対象となるかを判断するため、入学前の時期に援助金を支給することはできないとしております。これではですね入学する生徒に対して、いろいろ揃えなければなりません。制服も揃えなければなりません。このような状態では、全部を整えることはできないのではないかというようなことで、(1)の小中学校の制服リサイクル事業について質問します。

小中学校の制服のリサイクルは行っているのか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 当組合では、毎年5月に開催しておりますリサイクルプラザ、フリーマーケット開催時にプラザの登録団体であります高浜、おてん婆おてん娘まちづくりの会とタイアップをいたしまして、平成17年度より制服のリサイクル活動を行っております。開催時期が5月であるため、洗いがえの予備及び翌年度の準備として購入される方はお見えになるというように思っております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 事業をやられているということですので、この販売実績、どのようなことか教えてください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 過去3年間の販売実績といたしましては、平成26年度170点、平成27年度166点、平成28年度215点となっております。また、プラザ事業であるリサイクルショップにおきましても、衣類として出品されており、一定の成果は得られているというように考えております。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 結構な数が売れていると思います。

それで、売れ残った制服はどうされるのか、教えてください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 売れ残ったものについては、まだ販売ができるものについては翌年度に持ち越し、翌年度にまた新たに集めた分と合わせて、フリーマーケット開催時に一般の方に提供をさせていただいております。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） さまざまな事情を持つ家庭があると思います。年1回ではなくて、もう1回、入学時期前に制服が用意できるようにしていただきたいと思いますが、そういうお考えはどうか。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 5月に行うフリーマーケットにタイアップした時期に、残ったものがほとんどないと持ち越しの分がなくなりますけれども、仮に持ち越しの部分、制服が多ければ、5月にやる前に、例えば3月とか2月ぐらいに一般の衣類の中に並べてやるということは可能かと思っておりますので、また今後検討させていただきたいと思っております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） ぜひとも検討をしてくださいますようお願いをしておきます。

次に、件名3のクリーンセンターについて質問します。

今現在、ごみ処理を取り巻く社会動向としましては、近年、地球温暖化などの環境問題への危機意識の高まりの中から、ごみ処理についても循環型社会の形成、発展、3Rの達成など必要性が求められております。最近では、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rに変わってきております。このような社会的背景を受けて、環境省は市町村に対して容器包装廃棄物の分別収集計画を3年ごとに、5年を1期とする計画を定めなければならないとしております。

そして、碧南市においても昨年6月、碧南市分別収集計画第8期が作成されています。聞くところによりますと、高浜市においても策定がされているとのことですが、両市とも公表の義務はないとして愛知県に報告するだけで、市のホームページにも載せておらず、市民に公表はしておりません。

碧南市の分別収集計画第8期の策定の基本方法の一つとして、従来のごみ処理の枠を広げ、ごみの流れにかかわる全段階において公表を開示し、ごみの発生排出規制対策を図るとしております。クリーンセンターについてもこの策定を持つ碧南市または高浜市のごみを燃やしているのですから、意識を持って努力をしていかなければならないと思います。

そこで、(1)の質問に入りますが、分別収集計画のかかわりということで、高浜市、碧南市とも各々分別収集を行っていますが、生ごみの中にも包装容器廃棄物、例えばプラスチック類、

ペットボトルなどが入り込んでいる場合がありますが、生ごみに含まれている容器包装廃棄物は分別しているのか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 生ごみに含まれております容器包装廃棄物の分別につきましては、当クリーンセンターでは行っておりません。容器包装廃棄物の分別は業者が個々に分別収集計画を策定し取り組んでみえますので、当クリーンセンターへ搬入された時点では分別されているというように考えております。

あくまでも当クリーンセンターでは搬入されたごみを安全かつ適切に処理する施設となっておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） そうしますと、碧南市から、高浜市から持ち込まれた生ごみは分別しないで、全て燃やしているということになりますか。お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） はい。一般的に両市で回収される生ごみについては、パッカー車で大量に入ってきますので、それにつきましては、ピットまで直接パッカー車が行って、ピット等に投降して、それはそのまま焼却するということで行っております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 碧南市が分別収集を各地区2カ月の月2回のペースで各地区で行っておりますが、各家庭の事情があります。決まった日には出せない人がおります。ということで、碧南市では月1回、日曜日に分別収集を1カ所ではありますが行っております。

そこでお伺いしますが、クリーンセンターでは平日以外に分別収集の受け入れは行っているのか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 平日以外のごみの受け入れですけれども、平日については、平成29年度の受け入れ予定として、月曜日から金曜日で祭日に当たる日でも今までどおり平常の時間で受け入れを行い、加えて奇数月の第3日曜日、午前8時30分から11時30分までの間、特別搬入日として家庭ごみの受け入れを行っております。

また、平成29年度からの新たな試みとして、多様なごみが発生する年末12月29日には年末特別搬入日を設け、平常時と同じ時間で受け入れを行っていく予定でございます。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 次の質問に移っていくわけですが、碧南市では公共工事に発生する剪定枝はチップ化してリサイクル化をしております。この質問に入っていきますが、クリーンセンターでは剪定枝も、やはり持ち込まれて来ると思います。剪定枝はどう処分しているのか教えてください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 一般家庭や造園業者等が持ち込む剪定枝は、幹の直径が10センチ以内の場合は長さ1メートル以内に切断されていることなど搬入基準を設けておりますけれども、この基準を満たしていればそのまま受け入れを行っております。搬入された剪定枝は破砕機で細かく破砕した後、可燃ごみピットへ運ばれ、他の可燃物と均一に攪拌した後、焼却処理を行っております。

以上です

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 燃やしているということになりますが、剪定枝をチップ化してリサイクルしていくと。また、堆肥にしてということも考えられますが、そういう考えはありませんか。お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 剪定枝をどう処理していくかということにつきましては、両市の施策的な取り組み事項となります。市の取り組みの事例といたしましては、先ほども磯貝議員が言われたように、碧南市では公園等の樹木管理によって発生しました樹木等は一定の場所に集めた後、チップ化をし公園等のマルチング材として再利用をしているというようにお聞きしております。

組合といたしましては、クリーンセンターへ搬入されれば可燃粗大ごみとして適切に処理していくことがありますので、ご理解をいただきたいというように思います。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 何でも燃やすということになれば、CO₂の量も多くなるということになります。燃やせば当然CO₂が発生してきます。CO₂削減のためにどのような努力をされているのか、お考えがあればお聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） CO₂ の削減ということでございますけれども、クリーンセンターでは施設の延命化を図るため延命化工事を行っているところでありますけれども、平成26年度から3カ年かけました大規模な更新工事では、CO₂ 削減に向けて省エネタイプの機器への更新、余剰蒸気を活用した小型蒸気発電機の設置によりCO₂ の排出量が17%程度削減できる見込みとなっております。

今後も更新工事においては、可能な限り省エネ機器への更新を行ってまいりたいというように考えております。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 延命化工事で成果は上がっているというように言われました。でも、延命化工事はやっていけばやるほど、お金が伴います。お金というのは税金であります。このようなことで、単なる延命化の工事を進めるということだけではなくて、ごみ焼却によるCO₂ をできる限り少なくしていくためにも、碧南市、高浜市が分別収集計画にのっとり努力されていかれるよう要望しまして、質問を終わります。

○議長（北川広人君） 以上で1番 磯貝明彦議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

○議長（北川広人君） 日程第4 議案第1号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第1号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料1によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1、改正の理由でございますが、人事院勧告により、組合職員の扶養手当の改定を行うため条例の一部を改正するというものであります。

昨年8月に行われた人事院勧告により、12月定例会において、平成28年4月1日より適用となる給料表の改定等を行っております。今回は、昨年の人事院勧告のうち平成29年4月1日より適用となる扶養手当について改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要であります。平成29年度から平成32年度までで段階的に表中段にあ

ります子を対象とする扶養手当を引き上げ、表の上段と下段にあります配偶者及び父母等を対象とする扶養手当を引き下げるといふものであります。

まず、子を対象とする扶養手当は、現在の6,500円から最終的に1万円といたします。

配偶者を対象とする扶養手当は、現在の1万3,000円から最終的に行政職給料表（1）7級、これは課長級以下の職員でございますが、6,500円に。8級の部長は3,500円に。9級の部長は支給なしといたします。

父母等を対象とする扶養手当は、現行の6,500円から最終的に7級以下の職員は改正なし。8級の部長は3,500円に。9級の部長は支給なしといたします。

3、施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行するといふものでございます。

4、条例改正による影響は、平成29年1月実績により平成29年度の影響額を試算いたしますと、扶養手当の対象となる人数は合計39人で、組合全体で1月当たり1万円の減額となります。

以上で議案第1号の提案理由のご説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人君） これより質疑に入ります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） この職員さんの給料表に合わせてくる7級以下、8級、9級とありますが、現在の職員さんの級の数はどれだけみえるか、教えてください。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） 今の職員数ですけれど、22名が対象となりまして、給料表につきましては、まず8級が1名、7級の職員が3名、6級の職員が同じく3名、5級の職員が8名、4級の職員が5名、3級の職員が1名、2級の職員が1名の計22名となっております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） この表に書かれている扶養手当が下がっていく、もしくは支給されないという方、配偶者というところですね。この方の級ごとにあらわしていますが、これに値する職員さんはいるのかどうか。当てはまる職員さんの数を教えていただきたいのですが。

○議長（北川広人君） 答弁願ひます。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） まず、対象となる配偶者につきましては、職員のほうが14名の配偶者がありました。この配偶者なしの子に対しては1名、それから、この扶養親族につきましては22人の子があります。父母等につきましては、2名の対象となっております。

以上であります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） いずれにしても、本当はランクごとで教えていただきたかったところですが、いずれにしましても、扶養家族のいる職員さん、これは生計を補う手当として長年にわたって定着してきております。職員さんの生活設計に組み込まれているものですので、経過措置はとられておりますけれども、下がっていくということに対しては、私は反対の意を示しておきますので、よろしくお願いします。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） 日程第5 議案第2号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第2号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1、改正の理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95条）が平成28年12月2日に公布され、平成29年1月1日から施行されたことに伴い、育児支援及び介護支援に係る規定を整理するため、条例の一部を改正するというものであります。

次に2、改正の概要。

（1）衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。ア、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大（第2条の2、第3条、第11条関係）として、実子及び養子に加え特別養子縁組の監護期間中の者等の対象になるように子の範囲を拡大するというものであります。

す。特別養子縁組とは、原則的に6歳未満の児童の福祉を優先した実親子関係に準じた関係であり、その縁組を成立するには家庭裁判所が6カ月以上の監護をしていることを考慮して審判いたします。今回の改正は、その監護期間中の者もこの範囲とするというものであります。

イの部分休業と介護時間の時間数の調整（第22条関係）として、部分休業の承認は育児時間に加えて介護時間を含めて1日につき2時間を超えない範囲とするというものであります。現行、部分休業は1日2時間を超えない範囲で承認しております。後ほどご説明いたします介護時間を新設いたしますが、その承認をする時間は同じく1日2時間を超えない範囲とするものでございます。

（2）衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第2条関係）であります。アの育児休業等の対象となる子の範囲の拡大（第8条の3関係）として、実子及び養子に加え特別養子縁組の監護期間中の者等も対象となるように子の範囲を拡大するというものであります。

内容は先ほど（1）アでご説明したとおりでございます。

イの介護時間の新設（第11条、第15条の2、第16条関係）であります。要介護者の介護をするため連続する3年の期間において1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を取得できるようにする。ただし、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給するというものであります。

ウの介護休暇の分割（第15条関係）であります。介護休暇について、連続する6月を超えない範囲内で1回から、通算して6月を超えない範囲内で指定期間を3回まで、分割できるようにするというものであります。

介護時間と介護休暇の関係ですが、介護休暇は既に規定されておまして、1日単位で一定期間取得することが多い状況であります。そして、連続して6月を超えない範囲で1回しか取得できなかったのが介護の始めの日、終わりの日、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、3回に分けて取得できることとなり、より利用しやすくなるというものでございます。

また、今回、働きながら家族の介護をしやすくするために新設されたものが介護時間です。例えば、介護を始めた当初は重篤な状況のため介護休暇を1日単位で2カ月間取得し、その間に介護サービスの利用について検討をします。介護の体制が整ったら、1日2時間の介護時間を取得し、デイサービスへ送り出しなど行いながら働き続けることが可能となります。

3、施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第2号の提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君）　そもそも少し教えていただきたいのですが、育児休業等というように「等」と書いてあるわけですが、この「等」とはどういう意味か、わかれば教えていただきたいのですけれど。

○議長（北川広人君）　答弁願います。

○庶務課長（神谷秀秋君）　議長、庶務課長。

○議長（北川広人君）　庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君）　育児休業等の「等」につきましては、育児休業と介護休暇の部分が入ってくるというように認識しております。

○議長（北川広人君）　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君）　挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君）　日程第6　議案第3号　衣浦衛生組合情報公開条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君）　議長、事務局長。

○議長（北川広人君）　事務局長。

○事務局長（神谷直樹君）　ただいま議題となりました議案第3号　衣浦衛生組合情報公開条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号は、新規条例ではございますが、条例文の朗読を省略させていただき、参考資料に基づきご説明させていただきます。

それでは、参考資料1をごらんください。

まず、1、制定の理由であります。組合が保有する情報の公開について制度化するため、新たに条例を制定するものであります。

次に2、制定の概要であります。

（1）実施機関（第2条関係）。

実施機関は管理者及び監査委員並びに議決機関である議会を含めることとする。

（2）公文書の定義及び公開の対象（第2条関係）

公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書、図面及び録音テープなどの電磁的記録とし、職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを公開の対象とする。ただし、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を除く。

(3) 請求権者（第6条関係）。

何人も、実施機関に対して公文書の公開を請求することができることとする。

(4) 情報の公開（第7条関係）

実施機関は、保有する情報を原則公開しなければならない。ただし、次に掲げるアからカの情報については非公開とする。

(5) 部分開示（第8条関係）

請求された文書等の一部に非公開情報が記載されている場合において、当該部分を容易に取り除くことができ、取り除いた内容に有意な情報が含まれている場合には取り除いた部分を公開することとする。

(6) 公益上の裁量的な公開（第9条関係）

請求された文書等に非公開情報が記載されている場合において、公益上特に公開することが必要と認められる情報は公開することができることとする。

(7) 存否応答の拒否（第10条関係）

請求された文書等が存在するか否かを応答することが、非公開情報を公開することとなる情報については、その存否の応答自体を拒否することができることとする。

(8) 請求及び決定の手續（第11条、第12条関係）及び(9) 第三者に関する情報の保護（第13条関係）につきましては、それぞれの情報の保護等の手續について規定するものでございます。

(10) 費用の負担（第15条関係）

公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(11) 審査会への諮問（第17条から第19条関係）

審査請求があった場合は、審査会の審議を経て採決または決定を行うため、手續を規定するものでございます。

(12) 他の制度との調整等（第20条関係）

同様な情報の公開の規定を設けている場合の適用除外とするというものでございます。

(13) 制度の充実（第21条から第23条関係）

運用状況を毎年公開し、積極的な情報提供に努めることとするというものでございます。

3、施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で第3号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木 みのり君） 前々からこの衛生組合のこれに関しては聞きたいことがあったのですけれど、今回が一番顕著なので、今回聞かせていただきます。

例えば今回この上程されている3、4、5、6というのは全部ほとんどセットの条例で、それ

ぞれ全部新規ということで制定することになっています。構成市のそれぞれのいろいろな、今回例えばうちのほうですと、この前の2号議案とかも今定例会に出てきて、もう可決されている。だから、今回こちらをあわせて同時に来ていると。これは非常にお金のことから素早いのかもできませんけれども、この個人情報なんていうのは私が多分議員になったときだから平成12年に議論されて、平成13年から始まって、広域連合でさえも平成15年から始まっているのに、今ここに来て、時代おくれとか、その辺のタイムラグとか、こうなってしまう要因というのは何なのでしょう。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） 今回のこの3つの条例ですけれど、遅れた理由ということですが、その当時の担当者は今はおりませんのでよくわからないのですが、その当時、近隣の一部事務組合につきましては、どこもまだ制定はされていなかった状況で、様子を見たいということで先送りをされたのではないかと考えております。

今回、近隣の同じような団体の一部事務組合に調査した結果ですが、県下に20近くの一部事務組合がありますけれど、まず、情報公開につきましては、20件中13団体が制定をされています。それから、この後、提案が予定されております個人情報につきましては5団体、情報審査会につきましては9団体、行政不服審査会につきましては8団体のそれぞれ、ばらばらで制定されている状況がありまして、この全ての4つの条例を制定されている団体につきましては2団体しか今のところございません。

全体に比べましても60%ほどの制定率でありまして、また、国のほうが調査している状況につきましても、一部事務組合につきましては50%程度の制定というような状況になっている中で、今回私どもが制定をするということをお願いするということで、昨年、行政不服審査法が全部改正されまして、4月から施行されております。その関係で審査会のほうを私どもの一部事務組合も一つの自治体として整備をしていかなければいけないということの中で1年をかけて情報公開も含めて関係するものですから、四つの条例につきまして準備をさせていただきまして、今回上程をさせていただいたという経緯になります。

○5番（鈴木みのり君） 議長。

○議長（北川広人君） 5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木みのり君） 今の答弁を聞いていまして、警察ではないですけれど、事件にならなければ対応しない。やはり、一部事務組合の歴史とか、全部組合、役場組合、こういう制度があった中で非常に何か体質が緩い感じがしてならない。

情報公開なんか本当は真っ先にやるべきだったと私は思います。だから、作為、不作為の観点と言ったら言い過ぎかもしれませんが、何もしないという罪は非常に私は大きいと感じているのです。

○議長（北川広人君） ほかに。

○1番（磯貝明彦君） 議長。1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○5番（磯貝明彦君） 私も鈴木議員のこともよくわかります。私も行政にかかわる以上、公開条例というのがあって当たり前だというような考え方です。ですので、近隣の団体の状況を先ほど言われましたけれども、これは非常に後退的な考えであると思います。もっと前向きな形で、もっと以前から早く制定をされるべきではなかったかと思いますが、どうでしょうか。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ご指摘されるとおりかと思えますけれども、今回、今までなかった部分について制定をさせていただきたいということで、今までについては誠に申し訳ありませんでした。ということで、よろしくをお願いします。

○5番（鈴木みのり君） 議長。

○議長（北川広人君） 5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木みのり君） 今定例会でうちのほうでいうと、公契約条例が出まして制定されました。特にこの衛生組合というのは委託料が非常に、見ればわかりますけれどもたくさんありますね。こここそが本来であれば公契約条例を先行してやっていただきたいと。うちのほうも市長も自慢の一つとして、県下2番目ということで公契約条例をつくったわけですが、この一部事務組合としては今の答弁からするとこれから今、検討しているような感触があるのだけれども、公契約条例はどのようにとらえていますか。

○議長（北川広人君） 議案に関連する質疑をお願いします。

○5番（鈴木みのり君） では、また個人的に聞きます。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） 日程第7 議案第4号 衣浦衛生組合個人情報保護条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第4号 衣浦衛生組合個人情報保護条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号は新規条例ではございますが、条例文の朗読を省略させていただき、参考資料に基づきご説明させていただきます。

それでは、参考資料1をごらんください。

まず、1、制定の理由でございますが、組合が保有する個人情報の保護について制度化するため、新たに条例を制定するというものであります。

次に、2、制定の概要であります。 （1）自己情報に関する権利（第1条関係）

自己に関する情報をコントロールする権利として、開示、訂正及び削除する権利を明記し、個人の尊厳の確保と住民の基本的な人権の擁護に資することとする。

（2）実施機関（第2条関係）

実施機関は、管理者及び監査委員並びに議決機関である議会を含めることとする。

（3）責務（第3条、第4条、第5条関係）

個人情報を保護するため、実施機関、事業者及び住民の責務を規定することとする。

（4）個人情報取扱事務の届出等（第6条関係）

個人情報の利用の状況を明らかにし、透明性の確保を図るため、個人情報を取り扱う事務（組合の職員または組合の職員であった者に関する事務を除く。）を開始しようとするときは、当該取扱事項を管理者に届け出ることとする。また、届出事項を変更または廃止しようとするときも同様とし、管理者は届け出のあった事項を一般に公表することとする。

（5）個人情報の収集の制限及び利用の禁止（第7条関係）

ア、収集の制限では、個人情報を収集するときは、原則本人から収集することとする。

イ、収集の禁止では、思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集の禁止をすることを規定しております。

（6）個人情報の利用及び提供の制限（第8条、第9条関係）

個人情報を利用及び提供するときは、必要最小限の範囲内で利用及び提供すること実施機関以外の者に個人情報を提供する場合に、個人情報を保護するため使用目的または使用方法の制限など適切な扱いについて規定をしております。

2ページ、3ページに移ります。

（7）オンライン結合（第8条関係）

公益上の必要があり、かつ必要な保護措置が講じられている場合以外には、実施機関以外に通信回線により結合された電子計算機での個人情報の提供をしてはならないこととする。

（8）個人情報の適正管理（第10条関係）

実施機関は、保有する個人情報を適切に維持管理し、正確かつ最新の状態に保つとともに、個

個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(9) 委託に伴う措置等（第11条関係）

個人情報取扱事務の処理を委託するときは、個人情報の漏えい等を防ぐため、個人情報の保護について必要な措置をしなければならない。また、委託を受けるものは、適正な管理に必要な措置をしなければならない。また、処理の委託を受けたもの及び処理に従事する者についても個人情報を漏えいしてはならないこととする。

(10) 開示の請求（第12条関係）

何人も、実施機関に対して自己情報の開示請求することができることとする。また、未成年者もしくは青年被後見人の法定代理人または死亡した者の相続人、その他法的地位を継承したのものについても、本人にかわって開示請求することができることとする。

(11) 開示しないことができる個人情報（第13条関係）

自己に係る情報について、本人または未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人（死亡した者の相続人、その他法的地位を継承した者を含む。）から開示請求があった場合、次に掲げるアからクのものについては開示しないことができることとし、具体的な情報について規定をしております。

(12) 部分開示（第14条関係）

開示請求された文書等の一部に非開示情報が記載されている場合において、当該部分を容易に取り除くことができ、取り除いた内容に有意な情報が含まれている場合には、取り除いた部分を開示することとする。

(13) 存否応答の拒否（第15条関係）

開示請求された文書等が存在するか否かを応答することが、非開示情報を開示することとなる情報については、その存否の応答自体を拒否することができることとする。

(14) 開示請求及び決定の手続（第16条、第17条関係）

開示請求に係る手続並びに決定に係る審査期間及び手続について規定する。

(15) 第三者に関する個人情報の保護（第18条関係）

開示請求に係る個人情報に、第三者に関する情報が記載されている場合の情報の保護手続について規定する。

(16) 開示の実施（第19条関係）

開示を実施する場合には、当該開示請求に係る個人情報の本人または未成年者もしくは成年被後見人の法定代理者（死亡した者の相続人、その他法的地位を継承した者を含む。）であることの確認をすることとする。

(17) 訂正及び削除請求並びに決定の手続（第20条から第25条までの関係）

何人も、実施機関に対して自己情報の訂正及び削除請求することができることとし、当該請求

に係る手続並びに決定に係る審査機関及び手続について規定する。

(18) 利用停止請求（第26条、第27条、第28条関係）

何人も、実施機関に対して自己情報の利用の停止を請求することができることとし、当該請求に係る手続並びに決定に係る審査機関及び手続について規定する。

(19) 是正の申し出（第30条関係）

何人も、実施機関に対して自己情報の是正の申し出をすることができることとし、当該申し出に係る決定及び手続について規定する。

(20) 費用負担（第31条関係）

公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

4 ページ、5 ページに移ります。

(21) 審査会への諮問（第32条、第33条、第34条関係）

開示請求があった場合は、第三者機関である審査会への審議を経て採決または決定を行わなければならないこととし、諮問に関する手続を規定する。

(22) 国等との協力関係（第36条関係）

事業者の保有する個人情報の取り扱いについて、国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人と相互に協力し合い、個人の権利利益を保護していくこととする。

(23) 苦情処理（第37条関係）

実施機関は、自らの保有する個人情報の取り扱いについて苦情の申し出または事業者の個人情報の取り扱いについての相談があったときは、適切に対応し、かつ、迅速に処理することとする。

(24) 管理者の調整（第38条関係）

管理者は、個人情報保護制度の運用について、管理者以外の実施機関に報告を求め、または助言するなどの調整をとることができることとする。

(25) 他の制度との調整等（第39条関係）

統計法、その他の法令または他の条例において、この条例と同様な個人情報の取り扱いの規定を設けている場合については、この条例の適用除外とする。

(26) 運用状況の公表（第40条関係）

個人情報保護制度の運用状況については、毎年公表することとする。

(27) 罰則（第41条関係）につきましては、アからエの内容について、それぞれ懲役または罰金の罰則規定をしております。

3、施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第4号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 2ページ目の（7）のオンライン結合というところで確認をさせていただきたいのですが、個人情報の提携をしてはならないこととするということで、いいとは思いますが、マイナンバー制度に関連はしてくるのかどうか、それだけ、あるかないかだけお聞かせください。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） 個人情報につきましては、マイナンバー制度につきましては、特定個人情報ということで、提供を受けた者の個人番号しか保管をしていませんので、これを利用するとか、そういうものではありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） 日程第8 議案第5号 衣浦衛生組合情報審査会条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第5号 衣浦衛生組合情報審査会条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第5号は、新規条例ではございますが、条例文の朗読を省略させていただき、参考資料に基づきご説明させていただきます。それでは、参考資料1をごらんください。

まず、1、制定の理由であります。情報公開及び個人情報保護の制度化に伴い、衣浦衛生組合情報審査会（以下「審査会」という。）を設置するため、新たに条例を制定するというものがあります。

次に、2、制定の概要であります。 （1）設置（第1条関係）、情報公開及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、審査会を設置する。

(2) 所掌事務(第2条関係)、審査会は、次に掲げるアからウまで権限に属された事項等の調査審議をすることとするというものでございます。

(3) 組織(第3条関係)、審査会は7人以内で組織し、委員は、碧南市情報審査会の委員とし、管理者が委嘱することとする。

(4) 審査会の調査権限(第6条関係)につきましては、ア、審理、イ、資料の作成要求及びウ、調査について、規定をしております。

(5) 意見の陳述等(第7条関係)、(6) 意見等の提出等(第8条関係)及び(7) 提出資料等の閲覧等(第9条関係)につきましては、審査請求人等から口頭で意見を述べる機会、審査会に意見書または資料を提出すること、閲覧、写しの交付をすることができるものであります。

(8) 手数料(第10条から第12条、別表関係)につきましては、交付を受けるときに手数料を納付するものであります。

(9) 調査審議手続の非公開(第13条関係)及び(10) 守秘義務(第14条関係)につきましては、審査会の調査審議の手続は非公開とするというものであります。

(11) 委員の報酬及び費用弁償(第15条関係)につきましては、委員の報酬、その他職務を行うために要する費用弁償を規定するものであります。

(12) 罰則(第16条関係)につきましては、第14条の規定に違反した者の罰則を規定するものであります。

3、施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、予算措置といたしまして、日額7,000円の5名分、回数は1回分の審査会開催に係る委員報酬といたしまして、3万5,000円を当初予算に計上しております。

以上で議案第5号の提案理由のご説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(北川広人君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番(磯貝明彦君) 議長、1番。

○議長(北川広人君) 1番 磯貝明彦議員。

○1番(磯貝明彦君) (3)の組織のところですが、審査会は7人以内ということで、委員は碧南市情報審査会ということで、碧南市というようになっていますが、衛生組合は碧南市、高浜市という部分でなっていますので、碧南市だけでいいのかという、どういう考え方かお聞かせ願います。

○庶務課長(神谷秀秋君) 議長、庶務課長。

○議長(北川広人君) 庶務課長。

○庶務課長(神谷秀秋君) 今回、情報審査会の委員ということで、今回、碧南市さんの情報審査会の委員を委員とするということで起用しましたけれど、あと、組合につきましては、碧南市、高浜市が構成市でありまして、そういったことも考えられますけれど、それぞれの市で規定もさ

れていますので、そこからまた選出していただくということは難しい部分もありましたので、今回、近隣の審査会の条例を調べた状況では、ほとんどの一部組合につきましてはどちらかの市にもたれかかった形で規定をされていますので、今回、私どもは条例規則につきましては碧南市さんに準じていますので、碧南市のほうでお願いしたいということで規定をさせていただきました。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） 日程第9 議案第6号 衣浦衛生組合行政不服審査法施行条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第6号 衣浦衛生組合行政不服審査会施行条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第6号は新規条例ではございますが、条例文の朗読を省略させていただき、参考資料に基づきご説明させていただきます。それでは、参考資料1をごらんください。

まず1、制定の理由であります。全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、衣浦衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について定めるほか、法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するというものであります。

次に2、制定の概要であります。 （1）審査会の設置（第2条関係）、法第81条第2項の規定に基づき、審査会を事件ごとに設置する。

（2）所掌事務（第3条関係）、審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他の法の規定によりその権限に属された事項を処理する。

（3）組織（第4条関係）、審査会は、委員3人をもって組織する。

（4）委員（第5条関係）につきましては、委員は、碧南市行政不服審査会の委員とし、必要の都度、管理者が委嘱するものであります。また、委員の身分保障及び守秘義務等を規定するものであります。

(5) 会長（第6条関係）につきましては、会長は管理者が任命し、審査会を代表するものがあります。

(6) 会議（第7条関係）につきましては、審査会は非公開とするものであります。

(7) 手数料（第8条から第11条まで、別表関係）、審査会に提出された書面等について交付の求めがあった場合の手数料を規定する。

(8) 委員の報酬及び費用弁償（第12条関係）につきましては、碧南市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第60号）の規定を準用するものであります。

(9) 罰則（第13条関係）、第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

3、施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行するというものであります。

それでは、参考資料2をごらんください。

全部改正されました行政不服審査法による不服申立制度につきまして、ご説明いたします。

まず、不服の申立構造の見直しということで、これまで不服申立の方法は、異議申し立てと審査請求の2種類がございました。これが今回の改正により、審査請求に一元化されております。また、不服申し立ての期間につきましても60日から3カ月以内に延長されます。

参考資料2の裏面をごらんください。

審理・決裁の公正性の向上ということで、これまで審査長のみで審理を行っておりましたが、今後は組合の中でも原処分に関与していない職員を審理員として指名し、その審理員が意見を作成いたします。さらに、今提案しております第三者機関として設置する行政不服審査会への諮問を行い、審査会からの答申を受けまして最終的な決裁を組合が行うという仕組みに変わります。

本条例は、第三者機関であります行政不服審査会の設置に関する条例を提案するものでございます。

また、予算措置といたしまして、日額7,000円の3名分、回数は1回分の審査会開催に係る委員報酬といたしまして、2万1,000円を当初予算に計上しております。

以上で議案第6号の提案理由のご説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） 日程第10 議案第7号 平成29年度衣浦衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第7号 平成29年度衣浦衛生組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第7号 平成29年度衣浦衛生組合一般会計予算。

平成29年度衣浦衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,599万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

（歳入歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用というものであります。

4ページをお開きください。

第2表 地方債。起債の目的であります。クリーンセンター衣浦延命化工事（重点化等事業）の限度額は1億8,760万円。起債の方法は、普通貸借または証券発行。利率は5.0%以内としております。

続きまして、歳入歳出の主な内容について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

なお、別添で予算の概要を配付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金の予算額は13億2,329万4,000円

で、前年度対比1億2,881万3,000円、率にして8.9%の減であります。内訳であります。碧南市7億9,525万円、分担率60.096%、高浜市5億2,804万4,000円、分担率39.904%となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料の予算額は2億642万3,000円で、前年度対比1,766万8,000円、率にして9.4%の増であります。

12、13ページへ進みます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の予算額は330万1,000円で、前年度と同額であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の予算額は2,900万円で、前年度対比100万円、率にして3.6%の増であります。

14、15ページへ進みます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入の予算額は1,636万8,000円で、前年度対比392万2,000円、率にして19.3%の減となっており、主なものは説明欄に記載のとおりであります。

6款組合債、1項組合債、1目衛生債の予算額は1億8,760万円で、前年度対比4億5,570万円、率にして70.8%の減であります。

18、19ページをお開きください。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費の予算額は48万8,000円で、議員10人分の報酬が主なものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の予算額は5,306万5,000円で、一般職員5人分の給与費が主なものであります。

22、23ページをお開きください。

3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費の予算額は1億4,817万4,000円で、一般職員15人分の給与費と、リサイクルプラザ臨時職員賃金8人分が主なものであります。

次に、2目し尿処理費の予算額は1億3,003万円で、前年度対比194万7,000円、率にして1.5%の減となっており、前年度実績に基づき計上したものでございます。

11節需用費中光熱水費は、電気料等で、単価の減及び使用数量を抑えることにより前年度対比234万5,000円の減であります。

24、25ページへ進みます。

13節委託料の予算額は8,543万7,000円で、記載のし尿処理施設維持管理委託を初め6件の委託を予定するものであります。

次に、3目ごみ処理費の予算額は11億1,032万7,000円で、前年度対比11億8,821万1,000円、率にして51.7%の減となっておりますが、これは平成26年度から28年度の交付金対象事業であるクリーンセンター衣浦延命化工事が完了したことによるものであります。

次に、11節需用費中の消耗品費のうち機械消耗品で、前年度5年毎の修繕にて取りかえをす

る排ガス対策用バグフィルターろ布の一括購入の完了により、前年度対比2,261万6,000円の減。光熱水費では、延命化工事による省エネ効果で使用量の減を見込み、前年度対比2,056万円の減であります。

次に、12節役務費の予算額は207万7,000円、前年度対比104万4,000円の増で、これは建物災害保険料で、加入先の一般財団法人全国自治協会による保険料算定計数分担金比率の引き上げによるものであります。

26、27ページへ進みます。

13節委託料の予算額は4億6,508万9,000円、前年度対比3,271万3,000円の増で、これは説明欄上から9行目の常駐保守点検整備等業務委託料において、焼却運転係4班において、従来の3班委託に加え1班追加したことが主なものであります。記載のごみクレーン運転業務委託を初め42件の委託を予定するものであります。

次に、15節工事請負費の予算額は2億3,292万7,000円で、前年度対比11億8,756万7,000円の減で、これはクリーンセンター衣浦延命化工事の3カ年の交付金対象事業が完了し、本年度は単独事業による延命化工事、このほか工場棟防水改修工事を予定するものであります。

28、29ページへ進みます。

次に4目リサイクルプラザ費の予算額は590万6,000円で、前年度対比219万3,000円、率にして27.1%の減であります。これは18節備品購入費で、前年度、展示用ショーケースの増設及び軽トラックの更新を完了したことにより、前年度対比175万9,000円の減となったことが主な理由であります。

30、31ページへ進みます。

次に、5目余熱利用施設費の予算額は1億3,115万6,000円で、前年度対比2,552万9,000円、率にして24.2%の増であります。

15節工事請負費の予算額は2,616万1,000円で、前年度対比全部の増であります。これは補助ボイラー更新工事で、17年が経過する中、昇温用補助ボイラーの本体管端部に経年劣化による希薄化が見受けられ、管体破損事故につながるおそれが高いことから補助ボイラー2台の更新を予定するものであります。

32、33ページへ移ります。

次に、2項環境衛生費、1目斎園費の予算額は1億358万6,000円で、前年度対比770万9,000円、率にして8.0%の増であります。

2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は、一般職員1人、再任用職員1人分の給与費と7節賃金は、臨時職員1人分の賃金であります。

34、35ページへ進みます。

11節需用費中の修繕料の火葬炉関係整備で、5年周期で行う動物炉の更新で、焼却改善、排ガス対策及び延命化を目的に行うもので、前年度対比931万円の増であります。

次に13節委託料の予算額は3,748万5,000円、前年度対比27万6,000円の減で、記載の火葬業務等委託を初め16件の委託を予定するものであります。

4款公債費、1項公債費、1目元金の予算額は6,393万円、前年度対比1,294万円、率にして25.4%の増であります。

36、37ページへ進みます。

2目利子の予算額は932万9,000円で、前年度対比256万1,000円、率にして21.5%の減であります。なお、平成29年度末の残高見込み額は28億389万9,000円でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費の予算額は1,000万円で、前年度と同額であります。

なお、38ページから47ページにかけまして給与費明細書、48ページには地方債に関する調書を、また、概要51ページから53ページには今年度の主な項目が掲載してありますので、後ほどご参照ください。

以上で、議案第7号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、歳入について質疑及び討論に入ります。

質疑の際は、資料名及びページ番号を言ってください。

なお、申し合わせにより、歳入、歳出それぞれ回数は3回までとなっておりますので、よろしくご願ひいたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 予算の概要の6ページの2款使用料及び手数料、1項使用料、2節ごみ処理施設使用料です。（1）の施設使用料で、説明会でも言われましたけれど、前年度比で事業系が4.9%増、家庭系が7.5%減になってはいますが、この理由を教えてください。

それと、概要の7ページの4節の余熱利用施設の（1）施設使用料ですが、前年度比、浴場施設15%減、プール・浴場施設セットが10.9%減、それと回数利用券が36.4%増となっている、この理由を教えてください。

それと、同じく7ページの5節、衣浦斎園の使用料、これも（1）施設使用料のところですが、待合斎場棟施設が前年度比17.2%減になってはいますが、この理由も教えてください。

あと最後、9ページの5款諸収入、2項雑入、1目雑入、2節ごみ処理費、雑入のところですが、主要小型家電売却代、前年比で89.2%減となっております。その理由を教えてください。

それと、区分の5の使用済み羽毛布団売却代、これが新規で上がってきてはいますが、これは今までどうしていたのか教えてください。

この4点を教えてください。よろしく申し上げます。

○業務課長（加藤 直君） 議長、業務課長。

○議長（北川広人君） 業務課長。

○業務課長（加藤 直君） まず、一番最初にご質問がありました、ごみ処理使用料の関係ですが、話がありましたように、事業系につきましては前年度よりかなり伸びている状況。そして、家庭系につきましては、微減ながらやや減っている状況ではあります。まず事業系につきましては、事業者が例えばコンビニだとか、こういったところから搬出されてくるごみ、もしくは剪定枝とか、こういったものが入ってきます。近年の状況を見てみますと、人口の伸びもありますが景気だとか天候にも大きく左右されるようであります。平成25年度、26年度に消費税の税率がアップしたときに一旦下がったものの、以降、景気の回復傾向にあることから、ごみが増えてきているので、収入増として予算計上いたしました。

家庭系につきましては、有料分・無料分関係なく全体の重量としては、やや増えている状況にあります。が、有料分、これは100キロを超える部分ですが、こちらの部分につきましては、件数は増えている一方で搬入量は減っています。1件当たりの搬入が少量で持ち込む状況にありますので、家庭系については、その状況をもとに予算計上させていただきました。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） 7ページのまず、余熱利用施設費の使用料、浴場施設のほうは、平成27年度の実績を参考にいたしまして、大人で3,062名、それから、子供で144名の減を見込みました。

それから、3のプール・浴場施設セット券でございますが、こちらにつきましても平成27年度実績を参考にいたしまして、大人で575人、子供で16人の減を見込みました。

あと、それから、5番の回数利用券でございますが、こちらにつきましては今年8月からのシルバー券及び福祉券の12枚の増刷によりまして、大人の30枚つづり1,280冊増を見込んで計上したものでございます。

それから、続きまして5節の斎園使用料でございます。2の待合斎場棟施設でございますが、こちらにつきましても過去の実績に基づきまして、まず、待合室の使用回数で19回増を見込んだものの、式場の使用回数は6回で減ということで、こちらの影響が大きく17.2%の減少ということを見込んでおります。

以上でございます。

○業務課長（加藤 直君） 議長、業務課長。

○議長（北川広人君） 業務課長。

○業務課長（加藤 直君） 雑入のほうのごみ処理費の小型家電の売却代が大きく下がっていることについて、この小型家電を大きく分けると、これは高品位1、2、3。それから、低品位に分かれます。高品位は携帯電話、高品位2はノートパソコンだとかデスクトップパソコン、高品位3は、小型家電としてデジカメ、ゲーム機等IC部品製品を含んだもの。そして、最後に低品位は大型家電、ラジカセだとか掃除機だとか扇風機、オーディオ、などといったもの。今回大き

く下がった理由としては、高品位3及び低品位の単価自体が大きく下がったものによるものです。

羽毛布団のほうですが、これまで焼却処分をさせていただいていました。羽毛布団をリサイクルができるという業者もあらわれたので、新たな試みとして来年度予算計上いたしました。

○議長（北川広人君） ほかに。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 今のご答弁の中で、プール回数券が碧南が発行している補助券が結構占めているということの影響によるということなのですが、今回、予算に上げているのが回数利用券5,296万7,000円ということでありますけれど、これは今回、碧南市が発行しているシルバー券、これは先ほど1,280冊というように言われましたけれど、金額にするとどれぐらいになるのですか。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） 金額にいたしまして、1,408万円ほどになります。

以上でございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） ということで、碧南市側が結局払っているということになります。この1,408万円ということで。

それで、1款の分担金・負担金のほうですけれども、大体今、人口割分で負担金というのは案分化されていると思います。ですので、今回、この風呂券も碧南市が払っているということで、案分の中には当然含まれていないのです。私、人口割だけでなくシルバー券も比率、高浜市さんは発行していないものですから、非常に不公平という形にはなると思うのですけれど、比率を多少案分率の中に入れていくべきではないかと思っておりますけれど、その辺のご見解はどうでしょうか。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） 余熱利用施設のシルバー券、それから福祉券の事業につきましては、碧南市さんのほうの事業ということでとらえております。よって、うちのほう、分担金にそれを引くというのは少し違うかなというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑も討論もないようですので、続いて歳出について、質疑・討論に入ります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 概要の13ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、庶務課のところでは2節の給料のところですが、一般職員の給料の算出ということで、職員数が5人となっております。前年度の予算を見ると4人でしたが、この1人ふえたのは何か。新規採用かどうか、お答えをお願いします。

それと、20ページの3款衛生費の1項の清掃費、1目清掃費、2節の給料、ここの1の一般職員の給料の算定基礎ということですが、この中にも職員数15人とあります。前年度は17人だったので、2人減ったのはなぜかということ。それと、43ページの3款2項の環境衛生費、1目斎園費、これも（1）の一般職員の給料のところですが、人数ですが、職員数、一般職員が1人、再任用職員が1人になっております。前年度を見ますと、一般職員が1人、再任用が2人になっております。この理由。

三つお答えをお願いします。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） 今のご質問ですが、まず、一般管理費につきましては、平成28年度人事異動につきまして、組織の強化及び人材育成といった人事異動に伴いまして、職員数ですが、庶務課職員のほうを3名から4人体制としたことによって1名増となっております。これにつきましては、今年度の12月補正でもお願いしたところで、新年度につきましては事務局長を初め5名分の人件費を計上させていただきました。

なお、また清掃総務費につきましては、退職者2名による17名から15人分の人件費を計上しております。退職の補充ということで、今回、現業部門の焼却炉運転班のほうですが、4班中3班までが今、民間委託としているところですが、新年度につきましては、最後の1班につきましても委託化をお願いしております。

それから、斎園費の人員体制でございますが、現行3名で一般職員1名と再任用職員2名となっておりますけれども、平成28年度末で再任用職員1名が任期満了で退職となりますので、その分、再任用職員が2名から1名というように減となっております。

この減の対策としまして、臨時職員1名を採用するというので、斎園業務のほうの受付業務及び事務の補助を行っていただく予定となっております。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君）　　そういうことで、これで今年度退職される方2人ということで、中での異動とか、そういう形で何とかやり繰りをしているという、苦肉の策とも言えると思いますけれど、私はやはり退職の方がみえるならば新規採用をしていかなければ、雇用拡大ということも12月議会でも私は言いましたけれども、新規採用をやっていかなければならないと思いますので、新規採用のお考えをもう一度聞かせてください。

○庶務課長（神谷秀秋君）　　議長、庶務課長。

○議長（北川広人君）　　庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君）　　新規採用につきましては、広域化のほうの関係でまだ最終的に決まっておられませんので、現在碧海5市のほうで、衣浦東部ごみ処理広域化計画のほうが平成30年度に見直しをされるということで、それが決まり次第、今後、退職補充という形で検討していきたいと思います。

また、現行につきましては、維持管理につきましては必要最小限の人員が確保できなくなれば採用についても検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（磯貝明彦君）　　議長、1番。

○議長（北川広人君）　　1番　磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君）　　12月議会の質問と同じなのですが、次の質問項目に移っていきます。

24ページ、3款衛生費、1項清掃費、2目し尿処理費のところ、上のほうに本年度計画処理を3万400キロリットル想定すると。これはたしか前年度を見ますと3万2,300キロリットルになっておりますが、減らした理由をお聞かせください。

○施設課長（朝岡得二君）　　議長、施設課長。

○議長（北川広人君）　　施設課長。

○施設課長（朝岡得二君）　　概要24ページのし尿処理計画でございますが、3万400キロリットルにした根拠ということですが、現在、生し尿、それから浄化槽汚泥につきましても下水道の整備によりまして減少傾向にございます。

積算根拠といたしましては、生し尿は平成28年度の見込み量、2,200キロリットルに平成26年から28年の過去3カ年の減少率、平均で0.866を乗じまして2,000キロリットルといたしました。

それから、浄化槽汚泥につきましても、今年度28年度の見込み量2万8,800キロリットルにやはり過去3カ年の減少率の平均0.986を乗じまして2万8,400キロリットル。それで、合計いたしまして3万400キロリットルと計画したものであります。

以上でございます。

○議長（北川広人君）　　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君）　　ほかに質疑も討論もないようですので、質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第7号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（梶垣田政信君） 議長、管理者。

○議長（北川広人君） 管理者。

○管理者（梶垣田政信君） どうも皆さん、大変お疲れさまでございました。

本日、私どものほうから提案させていただきました案件につきましては、慎重にご審議を賜り、原案どおりご決定を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

平成29年度につきましても、碧南、高浜、両市民の期待にこたえるべく職員一同、安心・安全を第一といたしまして、最高の市民満足度とコストパフォーマンスを出せるように頑張っておりますので、議員の皆様には今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（北川広人君） 以上で、今定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、平成29年第1回衣浦衛生組合議会定例会はこれにて閉会いたします。

長時間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

多分このメンバーでこの議会を構成するのはきょうが最後かというように思います。さまざまな立場でまたこの衣浦衛生組合のご発展に対して、ご助言いただければと思います。本日はありがとうございました。

（午前11時51分閉会）

以上は、平成29年3月27日に行われた平成29年第1回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

平成29年3月27日

議 長 北 川 広 人

議 員 林 田 要

議 員 黒 川 美 克